

授業料徴収猶予申請者及び月割分納申請者 各位

令和2年度前期分授業料徴収猶予及び

月割分納の許可について

さきに申請のありましたこのことについて、申請者全員の許可が決定しましたので、お知らせします。

徴収猶予許可者

令和2年9月7日(月)に引き落とされますので、前日までに指定口座に授業料 267,900 円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

※令和2年9月卒業又は修了予定者は、令和2年8月24日(月)に引き落とされますのでご注意ください。

月割分納許可者

下記の日程で引き落とされますので、指定口座に月額44,650円（法科大学院・会計専門職大学院・長期履修学生は金額が異なります）以上の残高があることを確認してください。

令和2年 5月25日(月) ←2ヶ月分（以降1ヶ月分ずつ）

令和2年 6月23日(火)

令和2年 7月27日(月)

令和2年 8月24日(月)

令和2年 9月 7日(月)

※令和2年9月卒業又は修了予定者は、令和2年8月24日(月)に2ヶ月分引き落とされますのでご注意ください。

令和2年 4月21日

学生支援課経済支援係